

○建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の適用を受ける工事の契約事務の取扱いについて

平成14年5月28日 管理者決裁
最近改正 令和8年8月21日

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。)の適用を受ける工事の契約事務の取扱いについて、下記のとおり定める。

記

1 対象工事の判定

- (1) 工事の発注をする課(以下「工事担当課」という。)は、建設リサイクル法の対象となる工事については、工事施行伺(写し)に建設リサイクル法の対象工事であることを明記する。
- (2) 特命随意契約において、上記(1)に該当する場合は、随意契約理由書の右上余白欄に建設リサイクル法の対象工事であることを明記する。

2 特記仕様書の追記

建設リサイクル法の対象となる工事については、特記仕様書に「当工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律が適用され、契約書に解体費用等の明記及び内容協議等の手続きが必要となるので留意すること。」等と追記する。

3 工事等被指名者選考委員会調書への追記

総務部総務課(以下「契約担当課」という。)は、札幌市水道局工事等被指名者選考委員会に提案案件を付議する際、工事等被指名者選考委員会調書の備考欄に「リサイクル法対象」と追記する。

4 入札告示等への追記

- (1) 契約担当課は、一般競争入札及び制限付一般競争入札については、入札公告時に「この工事は建設リサイクル法第9条に基づき分別解体等の実施が義務づけられた工事である。」と追記する。
- (2) 契約担当課は、公募型指名競争入札及び指名競争入札等については、指名通知書等に「この工事は建設リサイクル法第9条に基づき分別解体等の実施が義務づけられた工事である。」と追記する。

5 入札

- (1) 入札執行者は、落札決定前に、落札候補者に対して、「契約書別紙」(様式1)の提出を求めるものとする。
- (2) 対象工事であっても、建物修繕・模様替(リフォーム等)及びその他工作物に関する工事については、入札の結果、請負金額が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令」(平成12年政令第495号。以下「建設リサイクル法施行令」という。)に定める金額を下回った場合は、対象外となるので留意する。
- (3) 合併工事及び特命随契による付帯工事については、請負金額が建設リサイクル法施行令に定める金額を下回る工事であっても、本体工事と密接な関連を有していることから、本体工事との均衡を考慮し、本体工事が対象工事である場合は、対象工事として取扱う。

6 確認

工事担当係長は、落札候補者が提出した様式1について、确实・適正に分別解体等及び再資源化等が行われる計画であるか確認を行う。

7 契約

契約担当課は、契約を締結する際、契約書に「○ 解体工事に要する費用等 別紙のとおり」と追記し、工事担当係長から送付を受けた様式1を別紙として添付する。

8 設計変更

- (1) 対象工事について、現場条件や数量の変更があった場合は、積算時の考えに基づき設計変更を行う。

ただし、建設リサイクル法対象部分の変更がない場合は、下記(2)から(4)までの手続は不要とし、当初、建設リサイクル法対象外の工事が、設計変更により、対象工事となった場合には、下記(2)から(4)の手続を行う。

- (2) 工事担当課は、上記(1)の手続を行う必要がある設計変更については、札幌市水道局工事施行規程(平成4年水道局規程第10号)様式8「措置必要事項報告書」にその旨を明記する。
- (3) 工事担当課は、設計変更に関する決裁後、請負人に対し「変更契約書別紙」(様式2)の提出を求めるものとする。この場合において、工事担当係長は、請負人が提出した様式2の内容を確認し、確実・適正に分別解体等及び再資源化等が行われる計画であると判断した場合は、当該様式2を契約担当課へ送付する。
- (4) 契約担当課は、契約変更の通知に対象部分の変更がある旨を明記し、様式2を別紙として添付した請書の提出を求めるものとする。

9 その他

- (1) この取扱いの運用について必要な事項は、総務部長が定める。
- (2) 上記5及び6の規定は、事後審査型制限付一般競争入札における取扱いとし、これによらない場合は、その都度契約担当課が指示する方法によるものとする。

10 適用年月日

この取扱いは、平成14年5月30日以降に契約を締結する建設工事から適用する。

附 則

この取扱いは、平成14年11月15日から施行する。

附 則

この取扱いは、平成15年4月15日から施行する。

附 則

この取扱いは、令和8年4月3日以降に告示する建設工事及び同日以降に変更の通知を行う建設工事から適用する。

附 則

この取扱いは、令和8年8月25日以降に開札を行う建設工事及び同日以降に変更の通知を行う建設工事から適用する。

(別 紙)

工事番号 () 第 号

工事名称 _____

受注者 会社名 _____

連絡先 _____

- 1 解体工事に要する費用（直接工事費：但し解体に伴う仮設費及び運搬費は含まない）

_____ 円（税抜き）

- 2 再資源化等に要する費用（直接工事費：処理費、運搬等）

_____ 円（税抜き）

- 3 分別解体の方法

内 訳	分別解体の方法		
	☐ 人力	☐ 機械	☐ 人力・機械併用
	☐ 人力	☐ 機械	☐ 人力・機械併用
	☐ 人力	☐ 機械	☐ 人力・機械併用

- 4 再資源化をする施設の名称及び所在地

特記仕様書に明記されている施設とする。

(別 紙)

工事番号 () 第 号

工事名称 _____

受注者 会社名 _____

連絡先 _____

1 解体工事に要する費用の 額

(直接工事費、但し解体に伴う仮設費及び運搬費は含まない)

金 円 (税抜き)

2 再資源化等に要する費用の 額

(直接工事費、処分費、運搬費等)

金 円 (税抜き)

3 分別解体の方法

内 訳	分別解体の方法		
	☐ 人力	☐ 機械	☐ 人力・機械併用
	☐ 人力	☐ 機械	☐ 人力・機械併用
	☐ 人力	☐ 機械	☐ 人力・機械併用

4 再資源化をする施設の名称及び所在地

- ・ 1 及び 2 の「 額」には「増額」又は「減額」と記入する。変更なしの場合は何も記入しない。
- ・ 3 及び 4 は変更した場合のみ記入する。